

大学共同利用機関法人自然科学研究機構における研究インテグリティの確保に
関する規程

令和 4 年 9 月 1 5 日

自機規程第 1 1 3 号

(目的)

第 1 条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、研究者とは、職員、学生等機構において研究活動を行う全ての者をいう。

(研究者の責務)

第 3 条 研究者は、自ら研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、機構の求めに応じて必要な情報について所属機関等に関示を行うものとする。

(機構長の責務)

第 4 条 機構長は、研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

(研究マネジメント統括責任者)

第 5 条 機構に、研究マネジメント統括責任者を置き、機構長が指名する理事をもって充てる。

2 研究マネジメント統括責任者は、研究インテグリティの確保に係るマネジメント（以下「研究インテグリティ・マネジメント」という。）に関する業務を統括する。

(研究マネジメント責任者)

第 6 条 機関等に、当該機関等に係る研究インテグリティ・マネジメントに関する業務を行わせるため、研究マネジメント責任者を置く。

2 研究マネジメント責任者は、別表のとおりとする。

3 研究マネジメント責任者の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項
- 二 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項
- 三 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項
- 四 その他機関等の研究インテグリティ・マネジメントに関する事項

(相談窓口)

第 7 条 機関等に、研究マネジメント責任者の所掌事項を処理し、研究インテグリティの確保に関する相談等に対応させるため、相談窓口を置く。

2 相談窓口は、別表のとおりとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティ・マネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年2月16日改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月24日改正）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 研究マネジメント責任者及び相談窓口（第6条及び第7条関係）

機関等	研究マネジメント責任者	相談窓口
国立天文台	台長	国立天文台 事務部研究推進課
核融合科学研究所	所長	核融合科学研究所 管理部研究支援課
基礎生物学研究所	所長	岡崎統合事務センター 国際研究協力課
生理学研究所	所長	
分子科学研究所	所長	
共創戦略統括本部	本部長	事務局 研究協力課
アストロバイオロジーセンター	センター長	国立天文台 事務部研究推進課
生命創成探究センター	センター長	岡崎統合事務センター 国際研究協力課